

平成29年6月8日

お客さま 各位

村上信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (振り込め詐欺防止対策)

平素は、村上信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
昨今、振り込め詐欺被害が多発しており、特にキャッシュカードによる振込が不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導後、電話により操作方法を指示してご預金を振り込ませる「還付金詐欺」の被害が急増しています。

当金庫では、こうした被害を防止するための緊急対策として、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

たいへんご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 制限の内容

次に該当するお客さまは、キャッシュカードによるATMでの振込取引が、できなくなります。

(1) 対象となるお客さま

満70歳以上のお客さまで、当金庫および他金融機関のATMから、**3年以上**キャッシュカードによる振込取引をされていない口座のお客さま。

(2) 対応開始時期

平成29年6月20日(火)より

毎月上記(1)の条件に当てはまるか確認し該当する場合は、振込限度額を「0円」に設定いたします。

2. 制限の解除について

上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでの振込取引を希望される場合は、お手数をお掛けいたしますが、平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し込み下さい。

ご本人さまであることを確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

※ キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおりご利用いただけます。

本件について、ご不明な点がございましたら、当金庫窓口までお問い合わせ下さい。

以上